

# 石川県自治研修センター環境行動計画

## ■取組方針

石川県自治研修センターは、石川県職員研修規程第5条に定める、石川県職員として必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させるための研修機関として、

- ① 基本的・専門的知識技能の向上
- ② 倫理・責任感のかん養
- ③ 柔軟な思考力・政策形成能力の開発

を図るための多様な研修事業を実施しています。

環境保全については、石川県職員に求められる最低限の知識の一つであると位置付け、初任者研修をはじめ、職員がそれぞれの区切りにおいて受講する研修のいち教科として学習いただいております。また、当センターに勤務する職員においては、研修機関の職員としての自覚のもとに率先垂範してこれに取り組む必要があるものと認識をしているところです。

このため、私たちは、当センターの活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組むことといたします。

- 1 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- 2 事業用品の購入にあたっては、積極的にグリーン化製品を使用します。
- 3 資源（コピー用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- 4 研修事業を通じ、環境保全のための普及啓発に努めてまいります。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月28日

石川県自治研修センター  
所長 山崎正喜

### 3 環境負荷低減の取組み

当センターでは、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組みを設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次のとおりです。

目標－1	二酸化炭素の排出量を、平成18～20年度の3か年度平均(71,880kg-CO <sub>2</sub> )を基準として、平成22年度には約95%(68,286kg-CO <sub>2</sub> )以下に削減する。
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>①冷房温度(28度)と暖房温度(20度)を厳守する。</li><li>②昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源オフを徹底する。</li><li>③人のいないエリアの消灯を徹底する。</li><li>④パソコン・コピー機の節電機能を活用する。</li></ul>

目標－2	一般廃棄物の排出量を把握しつつ、漸減に努める。
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>①毎日(閉庁日を除く)の一般廃棄物排出量を正確に計測、記録する。</li><li>②コピー用紙などの紙類は、今後、リサイクル量も正確に計測、記録する。</li><li>③シュレッダーの使用は機密書類に限定する。</li><li>④封筒、ファイルは繰り返し使用する。</li></ul>

目標－3	コピー用紙の使用量を、平成18～20年度の3か年度平均(730kg)を基準として、平成22年度には690kg以下に削減する。
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>①書類や資料の電子データ化を進め、メールや共有フォルダなどの活用を図る。</li><li>②両面印刷や両面コピーを徹底する。</li><li>③使用済み用紙の裏面を利用する。</li><li>④研修資料の作成にあたっては、受講者数をあらかじめ予測したうえで、印刷を必要最小限の部数に抑える。</li></ul>

目標－4	環境に配慮したOA機器、事務用品を使用する。
具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>①事務用品の調達にあたっては、石川県リサイクル認定製品、エコマーク製品、グリーンマーク製品を優先して購入する。</li><li>②「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう。</li></ul>

#### 4 環境保全の取組み

当センターが実施している事業活動と環境との関わり、及びそれらの状況・内容は次のとおりです。

(1) 環境との関わり：普及啓発事業

(2) 関わりの状況・内容

① 初任者研修に環境部の担当職員を講師として招き、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についての講義を実施

(具体的な取組み)

新採職員に対して、県に入庁後まもなく行う初任者研修（前期）において環境問題に関する講義を実施し、地球温暖化防止に関する取組みの必要性やごみの分別・資源の節約など、県庁職員として率先垂範すべき事項について学んでもらいます。

② 当センターロビーにごみを分別できるようごみ箱を設置、かつ分別ルールを説明した張り紙を掲示することで、研修受講生に対しごみの分別処理に関する普及啓発を実施

(具体的な取組み)

研修受講生が持ち込んだ昼食弁当容器をはじめとするごみを、受講生自らが張り紙記載のルールどおり実際に分別処理してもらうことで、ごみの分別に対する意識を高めていただくことを図ります。

また、間違った分別処理がなされていた場合には、必要に応じて当センター職員が受講生に対し指導指示を行います。

#### 5 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組み」を推進するために、次長を環境管理責任者とし、全職員が「具体的な取組み」を実行します。